平成２５年（フ）第６６号
福島県会津若松市河東町八田字八田野317番地、前住所福島県喜多方市塩川町大田木字中屋敷84番地
債務者　小林万里子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第４８５号
神奈川県厚木市愛甲東１丁目24番34号　ジュメイラ103
債務者　深澤　進一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０３号
長崎県長崎市戸町２丁目２番28号　戸町ビル501
債務者　布谷　成人
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
長崎県長崎市鍛冶屋町２番16号　野口ビル303号
債務者　今道美佐子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
長崎県長崎市本尾町11番28号　県営住宅本尾団地Ａ棟306
債務者　堤　かおり
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
北海道北斗市久根別４丁目25番18号　ＲＰハイツ102号室
債務者　伊藤真樹子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７０号
北海道北斗市七重浜４丁目６番２号
債務者　佐々木鈴子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３０１号
函館市戸倉町20番９号
債務者　川崎　　彰
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６９号
山形県西村山郡河北町西里233番地
債務者　大城商店こと　大城　雅子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７３号
山形市陣場３丁目１番41号　レピュートイワタ201号
債務者　門間　　健
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９２号
山形県南陽市若狭郷屋873番地の13　相沢貸家Ａ棟、前住所山形県南陽市三間通162番地の１　メゾンサクセス蕨田Ａ号室
債務者　皆川みゆき
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第９３号
山形県南陽市若狭郷屋873番地の13　相沢貸家Ａ棟、前住所山形県南陽市三間通162番地の１　メゾンサクセス蕨田Ａ号室
債務者　石渡　真美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第９５号
山形県南陽市三間通1291番地19　スパメゾン赤湯Ｂ－３、住民票上の住所山形県東置賜郡川西町大字西大塚357番地
債務者　松沢　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２８４号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂1138番地２
債務者　プラド　ミシェル
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２８５号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂1138番地２
債務者　須藤キミコこと　プラド　キミコ　スドウ
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８６号
三重県鳥羽市相差町1159番地
債務者　野村　久代
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
松江市山代町614番地18　県営住宅茶臼山団地２号棟223号
債務者　永田真穂美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
松江地方裁判所民事部